

国際政治と多元主義・多文化主義

佐々木 雄太

はじめに一何が問われているか

イラクで、アフガニスタンで、パレスチナで、そしてスーダンをはじめアフリカ各地で、紛争やテロは止むことを知らず、数え切れない無辜の民が犠牲になっている。いったい、地球上の 200 を数える国家間に、あるいは多様なエスニック・グループ間に紛争は不可避なのか。「ゲームとしての戦争」や「文明の衝突」は、爛熟した人類社会の宿命だと言うべきなのか。そして、紛争の抑止や解決のための国際協力は不可能なのだろうか。

イラクやアフガニスタンで今なお続く紛争やテロは、大国の武力介入がもたらした結果であることを私たちは知っている。パレスチナの紛争についても、間違いなく大国の歴史的責任を指摘することができる。そして、今日、もっとも深刻な問題は、大国、とりわけアメリカの力による介入政策が、本来、価値多元的本質を基礎に構築された「国際社会」の秩序原理を根こそぎ壊しつつある事態にある。アメリカのアフガニスタン、次いでイラクへの軍事介入は、国際連合の集団安全保障原則を無視したばかりでなく、国連憲章が定める国家主権原則と武力行使禁止原則を踏みにじる行為であった。20 世紀の国際社会が営々と築き上げた平和と安全の秩序原理が、今、死に瀕している。そして、アメリカの単独主義を誇示した介入政策の底流には、「国際社会」とは相容れない価値絶対主義が潜んでいる。

1 「国家と民族の時代」・「世界戦争の時代」としての 20 世紀

「国家と民族の時代」 20 世紀は「国家と民族の時代」と言われる。20 世紀初頭に「主権国家」の存在はヨーロッパを中心とした地域的現象にすぎず、その数も約 50 にとどまった。広大なアフリカ大陸の大部分やインド亜大陸はヨーロッパ列強の植民地であった。またユーラシア大陸の大きな部分を占めたオスマントルコ帝国と清朝支配下の中華帝国の領域は、主権国家間の関係とは全く異なる秩序原理に覆われていた。第一次世界大戦後に広

がった「民族自決」のイデオロギーの下で、主権国家・民族国家の建設が急速に進み、第二次世界大戦後の植民地独立の大波を経て、世紀の終りに主権国家の数は 200 に達するまでになった。元々は地域的存在であった「主権国家からなる社会」すなわち「国際社会」が「世界化」した、あるいは「世界は国際社会になった」のである。

「世界戦争の時代」 「国家と民族の時代」は「世界戦争の時代」でもあった。20 世紀は、第一次世界大戦、第二次世界大戦、そして「冷戦」という 3 つの「世界戦争」を経験した。世紀の初めには、植民地の拡大をめぐる列強間の対立が、第一次世界大戦を惹き起こした。主権国家を絶対的な存在とし、これを超える権威や権力を戴くことのないヨーロッパの「国際社会」は、国家が「国益」を実現する究極の手段は力（パワー）にあることを認め、その究極的発動形態にほかならない戦争を国策の手段として許容していた。国際法上、戦争は違法ではなく、戦争は戦時国際法と呼ばれた法に基づいて行われる国家間の行為として制度化されていた。しかし、1 千万人に近い戦死者を出した第一次世界大戦の衝撃は大きかった。戦後に国際社会は国際連盟を創設し、戦争の違法化と集団安全保障体制へと踏み出した。

再度の大戦は、文字通り世界的規模で戦われ、5 千万人を超える死者と大規模な破壊をもたらした。原爆の炸裂は、三度目の大戦は人類の破滅につながることを予見させた。国際社会は、国際連盟の構想を引き継ぎながら、その失敗の反省に立って設立された国際連合に平和と安全の保障を求めた。国際連合憲章は、その機構が「すべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている」ことを謳い、すべての加盟国に「武力による威嚇又は武力の行使」を禁じるとともに、安全保障理事会を軸とする集団安全保障体制を強化した。国家主権原則、武力行使禁止原則、そして集団安全保障原則が国連憲章の柱であった。

冷戦の時代 ところが、国連憲章の高邁な理想は、冷戦という政治的現実によってその実現を阻まれた。古臭い勢力均衡（バランス・オブ・パワー）の原理が、最新の究極兵器体系を伴って復活し、「恐怖の均衡」が世界秩序となった。二つの超大国の核兵器体系を中心に二つの軍事ブロックが対峙し、それはしばしば人類を破滅の瀬戸際に招いた。「冷たい世界戦争」が、しばしば局地的な「熱い戦争」を伴って、地球を覆った。

「東西間」の極度の軍事的対立と緊張は、それぞれのブロック内において米、ソ両超大国が同盟諸国を軍事的・政治的に支配し続ける機能を伴った。すなわち、冷戦は、東西二極対立のシステムであると同時に、米ソによる覇権を保障するシステムでもあった。また、

冷戦の時代は、軍事的両極化に伴うイデオロギーの二元的対立の時代でもあった。「西側」は自由主義と市場経済を絶対化し、「東側」を「悪の帝国」とみなして攻撃した。「東側」は社会主義とマルクス・レーニン主義を絶対化し、「西側」をあくなき侵略をもくろむ帝国主義と悪罵した。両陣営内部ではそれぞれのイデオロギーが絶対化され、これと異なる多様な価値観は抑圧され否定された。「ベルリンの壁」は、冷戦という時代の分裂と閉塞を象徴する存在であった。この「壁」の崩壊とともに冷戦は終結した。

2 冷戦の終結と国際政治の諸側面

「西側の勝利」 冷戦終結の直後から、アメリカを中心に、冷戦における「西側の勝利」が声高に語られるようになった。冷戦の終結は「西欧の理念」すなわち「自由民主主義」の勝利であり、これに挑戦するイデオロギーはもはや存在せず、したがって「歴史は終焉を迎えた」と、まことしやかに説かれた。一方、「西欧の理念」はファシズム、 Kommunismusに勝利したが、冷戦後は「文化的断層」を軸に西欧と非西欧の文明同士の衝突に向かうという、やや悲観的な「文明の衝突」論が登場した。

冷戦の終結と前後して、世界経済の相互依存とグローバル化が著しい勢いで進行した。そして、冷戦構造の崩壊と社会主義経済の破綻の後に、市場経済が旧社会主義諸国を次々に飲み込んでいった。「国家」に対する「市場」の優位性、そして「市場経済」と「自由民主主義」の普遍性が喧伝された。

新しい世界秩序 「市場経済」の世界化や、その中で進展したヨーロッパ統合は、「主権国家の後退」を印象付けた。また、二極構造の崩壊の後にはアナーキカルな「新しい中世」が再現するかの予測も論じられた。ヨーロッパ連合など地域主義・地域統合の進展、あるいは冷戦後の様々なエスノ・ナショナリズムの台頭の中で、「国際社会」に変わる新たな世界秩序の模索が行われた。例えば、90年代の半ばには、民族の多様性を誇った過去の「帝国の長所」を主権国家に対置し、国家の緩やかな結合ないし地域協力システムを模索する上で「帝国」の経験と試行錯誤を振り返る、とする「帝国見直し」が説かれた。あるいは、「主権国家」や「ネイション」の人為性・非絶対性を喝破し、「国境」の内における様々なエスニック・グループの存在を堅持する言説が盛んになった。多様なコミュニティの共存・共生を実現する政策あるいはイデオロギーとして、70年代以来、カナダやオーストラリアで試みられていた「多文化主義」が脚光を浴びた。

ところが、90年代のいくつかの地域紛争・地域戦争を経て21世紀を迎えると、「主権国家」あるいは「帝国」をめぐる世界秩序のあり方は、新たな方向へ流れを変えた。世界の「多元化」の前に「アメリカの帝国」の野望が立ち現れた。

冷戦後の地域紛争 「ベルリンの壁」が突き崩され、冷戦が終結を迎えたとき、多くの人々は、第二次世界大戦終結以来久しく待ち焦がれていた平和の到来を期待した。しかし、冷戦構造の解体の過程で、とりわけ政治権力の吸引力が大きく後退した旧社会主義世界に、地域的な紛争が多発した。冷戦のイデオロギイ的呪縛によって閉じ込められていた様々な価値観やアイデンティティの自己主張が、紛争の背景のひとつであった。旧ユーゴスラヴィア紛争がその典型であった。中央権力の求心力の急速な衰退と経済的な利害対立に端を発したこの紛争は、狭隘なエスノ・ナショナリズムの先鋭化を惹き起こした。ヨーロッパ諸国や国連の介入は、事態を悪化させることはあっても、紛争解決の糸口を見つけることすらできなかった。ヨーロッパ諸国と国連の失敗の後、アメリカ主導のNATO軍によるセルビアへの軍事攻撃が、多くの罪なき人々の犠牲の上に、力づくの和平を実現した。アメリカは、地域紛争解決にかかわるヨーロッパ諸国の無力と、アメリカの力とを誇示することができた。

冷戦終結後の最初の地域的戦争である湾岸戦争以来、アメリカ軍あるいはアメリカ主導の「多国籍軍」による地域紛争への介入が相次いだ。重要なことは、その過程で、それまでの国際秩序原則が次々に変更され、踏みにじられていったことである。

3 三つの戦争と国際秩序原則の動揺

湾岸戦争と国連 1990年8月1日、イラク軍がクウェートを侵略した。翌2日、国連安全保障理事会は、イラクの侵略行為を認定し、即時無条件撤退を勧告した。イラクはこれに応じなかった。8月6日、安保理はイラクに対する経済制裁を決議した。国連安保理の対応は憲章の規定に従ってきわめて迅速に進められ、冷戦後の世界における国連の活性化を期待させた。次いで、11月29日、安保理は、イラクに対して1991年1月15日までにクウェートからの撤退完了を要求し、これに従わない場合は「必要なあらゆる手段をとること」を国連加盟国に勧告する決議を採択した。「必要なあらゆる手段」には武力行使が含まれることを、安保理は暗黙の了解としていた。この決議を含めて国連の活性化を歓迎する議論が広く行われたが、この決議678には大きな問題点が孕まれていた。第一に、決議678

は、その根拠となる憲章の条項を示さず、「国連憲章第7章に基づいて行動する」という文言をもって根拠規定に代えた。なぜなら、この決議は軍事的制裁の実施手続等を定めた憲章第42条以下の規定ひとつひとつを充足し得なかったからである。まず、憲章第42条によれば、軍事的制裁は非軍事的制裁では「不十分であろうと認め、又は不十分であることが判明したと認める」ことを条件に発動が可能である。11月29日の安保理はこの認定を行っていない。また、第43条以下には、軍事的制裁の実施は、特別協定に基づいて加盟国から国連に提供された兵力を用い、国連の「軍事参謀委員会」の指揮下に行われることなどが定められているが、この決議に基づいてとられた軍事行動はこれらの定めに基づくものではなかった。

そもそも、安全保障理事会が直接加盟国に軍事力の行使を求めるという趣旨は、憲章のいかなる条項にも認められない。この決議の直後に、国連事務総長は、あえて発言を求め、決議678の重大な意味に注意を喚起した。

決議678の陥穽　じつは、この決議はアメリカの強力な安保理工作の末に採択された。アメリカ大統領は、既に10月末に、イラクに対する軍事行動計画に署名を済ませていたと言われる。経済制裁が「不十分であること」を確認するまでもなく、91年1月の開戦がアメリカの既定方針であった。この決議に最後まで反対を貫いたイエーメンとキューバにはアメリカの経済制裁が待っていた。また、アメリカの国是は、たとえそれが国連であっても、自国の軍を第三者の指揮下に置くことを許さなかった。したがってイラクへ進撃した軍隊は、「国連軍」ではなく、アメリカ中東軍司令官を指揮官とする「多国籍軍」であった。

以後、「多国籍軍」あるいは国連加盟国の軍隊による軍事行動が、ある場合には国連安保理の決議に基づき、ある場合には国連決議を欠落させたままに、しばしば展開されることになる。ソマリア介入は前者の事例、コソヴォ紛争をめぐるNATO軍のユーゴスラヴィア空爆、アフガニスタン戦争、そして再度のイラク戦争はいずれも後者の事例である。それらはいずれも、国連の集団安全保障原則、国家主権（内政不干涉）原則と武力行使禁止原則に違反した軍事行動であった。

「テロとの戦争」　2001年9月11日の米国同時多発テロが、既存の国際秩序原則に破壊的な打撃をもたらした。アメリカは、テロから約1ヵ月後にアフガニスタンに対する一方的な軍事攻撃を開始した。テロの「容疑者」を「匿う」政府に対する一方的な武力行使を国連憲章第51条の「自衛権」を根拠に正当化しようというアメリカの言い分は、嘲笑の

的にしかなかった。2003年、イラクのフセイン政権打倒を明確な目標として遂行されたアメリカ・イギリスの軍事行動は、アメリカの政策が「テロとの戦争」から「ならず者国家」の討伐へ踏み込んだことを意味した。ブッシュ Jr. 政権は、アメリカの「敵」とみなされる国家に対する「予防的先制攻撃」を公然と標榜した。同政権のイデオログは「9.11がすべてを変えたのだ」と開き直った。

こうして、今日、20世紀の国際社会が世界戦争の体験の中から生み出し、国連憲章に具現化した平和と安全保障の三原則、すなわち国家主権原則、武力行使禁止原則、集団安全保障原則のすべてが死に瀕しているのである。

4 アメリカと「民主主義の帝国」

「ならず者国家」・「悪の枢軸」 冷戦後の「新世界秩序」は市場経済と自由民主主義の2つの原理に基づいて形成されるべきであるという楽観的な考えは、クリントン政権の「拡大と関与戦略（Strategy of Engagement and Enlargement）」に体现されることになる。これは、アメリカが、市場経済と自由民主主義という「普遍的原理」の拡大を目指し、標的国に積極的に介入・関与を行うという戦略である。この戦略はやがて、新たな秩序に敵対し逆行する「ならず者の国家」を標的とし、これを封じ込め、孤立化させ、必要な場合には打倒する戦略—「ならず者国家戦略」に進化し、クリントン政権からブッシュ Jr. 政権に継承された。もともと「ならず者」の概念は恣意的であった。それは、多様な国家を十把一絡げに「悪魔呼ばわり」する「政治的選り好みと無節操」の政策であり、また、「国際関係を善と悪が対決する道徳の戦いとして描く」、ある意味では「トルーマン・ドクトリン」やレーガンの「悪の帝国」論にあい通じるアメリカの「道徳主義」的対外政策の一変種であった（ロバート・S・リトワク『アメリカ「ならず者国家」戦略』佐々木洋訳、窓社、2002年）。2001年に「テロとの戦争」を宣言したブッシュ Jr. 大統領は、翌年、北朝鮮、イラン、イラクを「悪の枢軸」と決め付け、アメリカは自国に敵対的と認定する国家に対して「防衛的先制攻撃」を辞さずと表明した。

「ネオコン」の思想と対外政策 ブッシュ Jr. 政権の中で影響力を強めた「新保守主義者」（ネオコン）の対外政策論には次のような特徴が見て取れる。第1に、世界を正邪二元論的な対立構図でとらえ、外交政策に道義的な明快さを求めること、そしてアメリカには世界の自由化、民主化など「道義的善」を実現する「明白な天命」があるという自己認識、

第2に、世界の平和や安全保障をアメリカの平和と同一視し、「アメリカの平和が維持拡大されるべきだとすれば、それはアメリカの圧倒的な軍事的優位という堅固な土台の上に築かれなければならない」(Project for New American Century)と説く独善主義、第3に、国連を含む国際機関や国際条約、国際協定はアメリカの国益に従属すべきであり、アメリカは必要に応じて単独行動を選択できるという「新現実主義」である。ソマリアへの介入に当たっては、この作戦の実施を国連に売り込み、「多国籍軍」を率いたアメリカは、ルワンダへの紛争に際しては、「人道的介入」を進めようとする国連の前に立ちはだかった。オルブライト国連大使は、「アメリカには拒否権があるわけだから、アメリカの国益にそぐわない平和維持活動はすべて阻止することができる」(1995年3月 オルブライト国連大使)と豪語した。国連とのしがらみを断ち切ったアメリカは、国家主権原則も武力行使禁止原則をも突破して、アフガニスタン、イラクの政権打倒を一方的にやってのけたのである。

おわりに—21世紀の選択肢

「アメリカ帝国」 ブッシュ Jr. 政権を支える「ネオコン」の対外政策には、世界における価値多元性・文化的多元性や「国際社会」の多元的構造を承認する思想や論理が本質的に欠如している。かれらは、「自由民主主義」を核とするアメリカ的価値観を絶対的なものとみなし、これを世界に拡大する「明白な天命」を疑おうとしない。そこには「アメリカ帝国」を求める思想と論理が存在するというべきであろう。

ただし、「アメリカ帝国」が実現可能であるか、あるいはそれが地球上の人々にとって耐えうる政治空間となりうるかという問題は別である。「秩序」をもたらしてこそその「帝国」であるとするならば、イラクやアフガニスタンの事例に「帝国」の可能性を見出すことはできない。「帝国」は多元的価値観や文化の共存のうえに存在しうるものと考えれば、「ネオコン」の価値絶対主義は「帝国」の要件とも衝突する。何よりも、世界の大多数の人々は「アメリカの帝国」を欲していない。むしろ今日求められているのは、異なった価値観、異なった文化の存在を理解し、多元的価値観と多元的な文化の「共生」を保障する世界秩序であろう。

「国際社会」の多元性 ところで、17世紀中葉のヨーロッパは、神とカトリック教会の下にあった旧世界に代わる新しい秩序を打ち立てた。「ウェストファリア体制」である。宗教改革に始まる幾多の宗教戦争、王位継承戦争、農民戦争の後に、ウェストファリア会

議に参集した諸君主と法王は、一定の領域における君主の「主権」を相互承認し、外に対して完全な独立を主張する「主権国家」からなる「国際社会」を形成した。同時に、ウェストファリア会議は各君主に宗教選択の自由を与え、「政治と宗教の分離」を実現した。ここに、神とカトリック教会の支配を離れ、相互に独立し絶対性を主張する「主権国家からなる多元的な秩序」が成立したのである。ただし、こうして生まれた「国際社会」がいきなり宗教と無縁になったというわけではない。君主の政治はカトリックあるいはプロテスタントと結びつき、国家（君主）間関係はその後長く宗教的親近性や敵対性によって左右された。しかし、「国際社会」は本来、価値多元主義に基づく秩序であった。「均質な主権国家」という政治的擬制は、反面、非政治的側面における価値の多元性の許容を意味したのである。

この「国際社会」に展開する諸国家間の政治は「パワーをめぐる競争的闘争」（F. L. シューマン）であると定式化された。かつては諸君主を超えた存在として紛争の裁定者の機能を果たしたローマ法王と教会の権威を否定し、絶対的な存在としての主権国家の集合として成立した「国際社会」において、諸国家は安全保障を含む国家的利益の実現手段を、究極的には自国の「パワー」に求めざるを得ない。そして、「パワー」は本来国益実現の手段であったが、やがて「パワー」自体の追求が国家行動の直接目的になる。「国際政治はパワー・ポリティクス」となるのである。パワー・ポリティクスはパワーの偏在を生み、大国による小国支配に帰結する。また、パワー・ポリティクスは、パワーの衝突と、パワーの究極的発動である戦争を不可避とする。第一次世界大戦までの「国際社会」は、以上のような姿を繰り返した。

「国際社会」の知恵 20世紀の「国際社会」は、パワー・ポリティクスの制御の仕組みを考え出した。戦争の違法化と紛争の平和的解決の誓約、そしてこれを保障する集団安全保障体制の構築である。2つ目の世界大戦の後に設立された国際連合は、加盟国の主権の尊重と平等を謳うとともに、「武力による威嚇又は武力の行使」を全面的に禁止し、国際紛争の平和的集団的解決を加盟国に義務付けた。これが平和と安全保障に関する「国際社会」の20世紀的知恵であった。

既に述べたように21世紀を迎えた世界において、20世紀の「国際社会」が産み落とした平和と安全保障の三つの基本原則が揺るがされている。21世紀は「国際社会」を乗り越えるのか。それとも、「世界化した国際社会」に、平和と安全保障のための新たな21世紀的叡智を付け加えるのか。

経済に始まり文化の領域にまでいたる「グローバル化」が進行する中で、ヨーロッパは主権国家の枠組みを越えた統合の歩みを続けている。ヨーロッパ連合（EU）は、統合の深化をたどるとともに、その領域を中欧から東欧へと拡大しつつある。このような経済の相互依存と地域協力の進展を前に、今や「国家」や「国境」は過去の遺産と化したかのような議論が盛んに行われる。

しかし、ヨーロッパのように主権国家を超えた地域統合を進める地域が存在する一方で、依然として「国家建設」の途上にあり、社会経済の発展に国家の機能を必要不可欠としている地域や国が、世界の大部分を占めることに留意しなければならない。また、経済を中心とする「グローバル化」の進行は、逆説的ではあるが、地域の個性化あるいは自己主張を求めている。なぜなら、本来は多様な文化や価値観を持った諸地域の相互交流の拡大であるはずのグローバル化が、実際には経済活動の世界的な一元化のみならず、地域的な価値観や文化を排除する価値観や文化の「均一化」を伴って進行しているからである。「均一化」に埋没し、やがて「無」に陥らないためには、地域の個性化と、異なった価値観や文化の相互承認・相互理解と「共生」の思想が必要である。地球の大きな部分では、国家が依然としてその役割を期待されていることを否定できない。

21世紀も直ちに「国家」を乗り越えることは不可能であり、不合理であるように見える。そうであれば、私たちは、本来価値多元性の承認を基礎に打ち立てられた「国際社会」に今暫くは依拠しつつ、平和と安全の仕組みを手に入れなければならない。国連憲章の三つの原則—国家主権原則、武力行使禁止原則、集団安全保障原則—は、間違いなく21世紀の平和と安全のための秩序の前提にならなければならない。その上に、21世紀の「国際社会」は、「グローバル化」や「国家の後退」という新しい状況に適応する、新たな知恵を生み出さなければならない。

参 考 文 献

- ・高澤紀恵『主権国家体制の成立』（世界史リブレット）山川出版社、1997
- ・木畑洋一『国際体制の展開』（世界史リブレット）山川出版社、1997
- ・F. L. シューマン『国際政治』上・下、長井信一訳、東大出版会、1973
- ・ヘドリー・ブル『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティー』臼杵英一訳、岩波書店、2000
- ・歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、1994
- ・山内昌之編著『帝国とは何か』岩波書店、1997

- ・ フランシス・フクヤマ『歴史の終わり』上・下、渡部昇一訳、三笠書房、1992
- ・ サミュエル・ハンチントン『文明の衝突』鈴木主税訳、集英社、1998
- ・ アントニオ・ネグリ / マイケル・ハート『＜帝国＞—グローバル化の世界秩序とマルチチュ
ードの可能性』水島一憲他訳、以文社、2003
- ・ 藤原帰一『デモクラシーの帝国—アメリカ・戦争・現代世界—』岩波新書、2002
- ・ 藤原帰一『テロ後—世界はどう変わったか—』岩波新書、2002
- ・ カレル・ヴァン・ウォルフレン『ブッシュ—世界を壊した権力の真実—』藤井清美訳、PHP
研究所、2003
- ・ エマニュエル・トッド『帝国以後』石崎晴巳訳、藤原書店、2003
- ・ ロバート・S・リトワク『アメリカ「ならず者国家」戦略』佐々木洋訳、窓社、2002
- ・ フォーリン・アフェアーズ・ジャパン編・監訳『ネオコンとアメリカ帝国の幻想』朝日新聞社、
2003
- ・ 松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』日本評論社、1993
- ・ 油井大三元・遠藤泰生編『多文化主義のアメリカ—揺らぐナショナルアイデンティティ—』東
大出版会、1999
- ・ 白井洋子『ベトナム戦争のアメリカ—もうひとつのアメリカ史—』刀水書房、2006
- ・ 月村太郎『ユーゴ内戦—政治リーダーと民族主義—』東大出版会、2006